

資料 8 5 - 1

令和5年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

(諮問第1238号)

(公印・契印省略)

諮問第1238号

令和5年3月28日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川瀆 昇 殿

総務大臣 松本 剛明

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 衣川 和秀）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第1項の規定に基づき令和5年用として発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金に関し、お年玉法第7条第3項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第4項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第5項の規定に基づく認可の申請が、別添のとおりあった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、お年玉法の規定に適合していると認められる。

よって、お年玉法第7条第5項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第11条の規定に基づき諮問する。

審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった、「2023 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること、 ・左記イの費用として、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること、 <p>から妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用 （イ）金額 7,286,693 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 3,222,705 円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、28,955,812 円だが、ここではお年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 214,847,047 円の 100 分の 1.5 に相当する額：3,222,705 円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p>

<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)</p>	<p>適</p>	<p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「形式審査」として、申請団体が配分団体の要件を満たしていること等を審査していること、 ・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性）を審査し、得点を算出するなどして、優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること、 <p>から、その審査内容は適正であり、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	<p>適</p>	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、 ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと、 ・配分金と他の資金を区別して経理すること、 <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	<p>適</p>	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

2022-日総務第 189 号
2023 年 2 月 20 日

総務大臣

松本 剛明 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

衣川 和秀

(代表者印省略)

2023 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及び
お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に
基づき、2023 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付
郵便切手に付加された、寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなけれ
ばならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受
けたいため申請します。

1 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

2023年用として発行した寄付金付絵入り年賀はがきおよび寄付金付お年玉付年賀郵便切手に付加された寄付金の配分団体および配分額

配分団体総数 151団体 配分額総額 240,176,700円

(1) 一般助成 (139団体 210,257,700円)

① 社会福祉の増進を目的とする事業 (104団体 160,240,800円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
NPO法人 札幌チャレンジド	060-0807 北海道札幌市北区北七条西6丁目1 北苑ビル2階	視覚障がいの中高生のためのパソコン活用によるQOL向上促進事業	400,000
認定NPO法人 CoCoMaKa	048-1605 北海道虻田郡真狩村字社20番地1	子供達と高齢者が一緒に楽しめる場を作る事業	2,159,000
公益社団法人 心の里親・奨学会	060-0062 北海道札幌市中央区南二条西2丁目13番地 札幌専舎5階	児童養護施設で生活する児童への支援活動	1,085,000
社会福祉法人 月形福祉会	061-0514 北海道樺戸郡月形町46番地30	社会福祉法人月形福祉会入所ご利用者のための福祉車両導入による日常生活支援事業	850,000
NPO法人 iCareほっかいどう	063-0826 北海道札幌市西区発寒六条10丁目10番13号	ALS等難病患者や重度障害者(児)の意思疎通や自己表出を実現するための機器貸出や申請を支援する事業	1,900,000
認定NPO法人 消費者支援ネット北海道	060-0004 北海道札幌市中央区北四条西12丁目1番55 ぼくろうビル3階	消費者被害回復手続のための広報事業	1,048,600
NPO法人 北海道社会的事業所支援機構	064-0808 北海道札幌市中央区南八条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201	元気高齢者と一般就労が困難な生活困窮者とがワンチームで就労する場を作る事業	500,000
NPO法人 リカバリー	065-0033 北海道札幌市東区北三十三条東15丁目1-1 エクセlemビル4F	生活に困窮している女性世帯へ栄養価の高いお弁当を届けよう	375,000
社会福祉法人 日高町社会福祉協議会	059-2121 北海道沙流郡日高町門別本町12番地の27	障がい者並びに高齢者の社会参加拡充のための支援事業	1,092,500
社会福祉法人 秋田ふくしハートネット	014-0513 秋田県仙北市西木町小淵野字中関7番地	点在集落からの利用者の為の送迎用車両の新規購入事業	1,700,000
更生保護法人 秋田至仁会	010-0029 秋田県秋田市榎山川口境22-12	被保護者の自立更生及び再犯防止のための車両増備事業	1,063,000
NPO法人 花巻イキイキ・わくわくクラブ	025-0032 岩手県花巻市上諏訪407番地	車いす高齢者が利用するためのまちなかデイの送迎用車両の更改事業	2,100,000
認定NPO法人 仙台傾聴の会	981-1232 宮城県名取市大手町5丁目6-1	「自死予防」のための「電話相談」事業の拡充	500,000
NPO法人 ワンダーアート	984-0073 宮城県仙台市若林区荒町172 第一旭ビル2階	就労継続支援B型事業所の商品開発とアートレンタル事業	3,000,000
認定NPO法人 みやぎ発達障害サポートネット	981-0904 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目20-16	発達障害のある子どもたちの個々の「つよみ」を生かした支援チームづくり事業	1,500,000
社会福祉法人 福島いのちの電話	960-8068 福島県福島市太田町13-17	第38回いのちの電話相談員全国研修会「ふくしま大会」	3,150,000
社会福祉法人 磐梯町社会福祉協議会	969-3301 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字漆方1054	高齢者等の社会参加促進のための福祉バス更改事業	3,650,000
社会福祉法人 育成会	972-8312 福島県いわき市常磐下船尾町東作51番地	利用者送迎の利便性を高めるための車両配備をする事業	1,780,000
社会福祉法人 昌平養	979-3124 福島県いわき市平上片寄字上ノ内193番地	地域への包括ケアのシステム構築のための支援活動事業	711,750
社会福祉法人 信達福祉会	960-0776 福島県伊達市梁川町字東土橋65-1	在宅高齢者のショートステイ利用時の送迎事業および施設入所者の外出支援事業	1,500,000
認定NPO法人 ふくしま成年後見センター	960-8111 福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見利用及び生きがい支援事業	500,000
NPO法人 農・出合いの里	301-0004 茨城県龍ヶ崎市の駒馬町2693番地	利用者の工賃向上を図る、ミネラルたっぷりの井戸水で育てる菌床きのこ栽培事業	460,000
NPO法人 ソンリッサ	371-0232 群馬県前橋市茂木町270番地71	孤立高齢者を社会参加につなげる地域密着伴走型支援事業	500,000
NPO法人 まちづくりサポートネット 元気な入間	358-0003 埼玉県入間市豊岡4-2-2 入間市市民活動センター内	シニア世代を「ひっぱり」出してアクティブに活動する市民を増やす活動支援事業	720,000
社会福祉法人 羽博会	358-0026 埼玉県入間市大字小谷田707-1	障害者のための作業環境をよくするためのエアコン等の更新事業	4,000,000
NPO法人 Education in Ourselves 教育を軸に子どもの成長を考えるフォーラム	336-0026 埼玉県さいたま市南区辻5-6-12-408	発達障害児に関する時系列情報(親子の成長記録)を共有し、障害児教育の選択肢を考えるセミナー事業	1,200,000
NPO法人 東葛市民後見人の会	270-1151 千葉県我孫子市本町3-2-1 アビイマンション718号	ひきこもり当事者とその家族を対象に家族力の回復を通じて社会復帰を促すアウトリーチ並びに家族会事業	450,000

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
社会福祉法人 光明会	289-1103	千葉県八街市八街に20	障害者の経済的自立、自己実現、障害者が仕事のある充実した人生を実現するための福祉車両購入事業	1,724,000
NPO法人 童謡、唱歌、世界民謡などを歌う・さくらの会	238-0041	神奈川県横須賀市 本町2丁目1番地22 コンフォール横須賀本町908瀬川方	高齢者に生の演奏を楽しんでもらうためのコンサート実施事業	500,000
NPO法人 フェアスタートサポート	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通3-33	児童養護施設の子どものためのキャリア教育全国展開事業	5,000,000
認定NPO法人 ムーミンの会	220-0055	神奈川県横浜市西区浜松町10-10 なかまの社	小中学生・高校生・高齢者のための子ども食堂事業	500,000
NPO法人 道	248-0006	神奈川県鎌倉市小町2丁目12番37号 小町ティアビルⅡ 3B	障がい者の社会参加の機会拡充のためのアート活動事業	500,000
NPO法人 自遊の広場	252-0186	神奈川県相模原市緑区牧野1987	住宅型有料老人ホーム「やまぼうしの家」のための階段昇降機設置事業	1,224,000
一般社団法人 アマヤドリ	240-0113	神奈川県三浦郡葉山町長柄575-15	困難を抱える女性のための一時保護施設「カゼマチ」での専門支援と同伴児童支援事業	5,000,000
社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会	400-0866	山梨県甲府市若松町6-35	地域の高齢者・障害者・ひとり親世帯等で必要な方への食料等無料配布や生活なんでも相談支援活動	499,000
NPO法人 フォーライフ	400-0206	山梨県南アルプス市六科540-1	障害者が安心、安全に通所・利用できる施設の修繕整備事業	1,300,000
一般社団法人 OSDよりそいネットワーク	170-0002	東京都豊島区巣鴨3丁目4番2号	長期化高齢化するひきこもり者への居場所運営(4年目)	500,000
NPO法人 きもの笑福	182-0024	東京都調布市布田4-23-1-902	児童養護施設の子供たちへ七五三・成人振袖支援プロジェクト	2,700,000
社会福祉法人 いずみ	189-0024	東京都東村山市富士見町3-3-4	肢体不自由者の利用する生活介護サービスに資する送迎車両の更新事業	2,500,000
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	167-0034	東京都杉並区桃井4-4-3 スカイコート西荻窪2	視覚障害者に携わる関係者や家族のための日常生活指導書の出版事業	300,000
NPO法人 男女共同参画おおた	143-0016	東京都大田区大森北2-3-15 第15下川ビル4階	LGBTQ当事者・支援者のためのサロン活動&意識啓発のための映画上映会	900,000
NPO法人 全国LD親の会	151-0053	東京都渋谷区代々木2-26-5 パロール代々木415号室	発達障害者の自立と社会参加、親亡き後の支援についての理解啓発事業	550,000
更生保護法人 斉修会	169-0073	東京都新宿区百人町1-4-12	被保護者に対する処遇の効果的な実施の備品設置事業	1,555,000
NPO法人 ラフカ	177-0032	東京都練馬区谷原4-20-31 ディアコート・アーク1階	障害児者が生きやすくなるための支援ノウハウの普及を目的とした冊子作成事業	519,000
公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会	104-0033	東京都中央区新川1-21-5 茅場町タワー105号室	ギャンブル依存症者の回復支援のための「情報総合ポータルサイト」の拡充・誘引を行う事業	2,295,000
社会福祉法人 大桑村社会福祉協議会	399-5501	長野県木曾郡大桑村大字殿1014番地	若年性認知症や地域の高齢者の社会参加をめざす資源回収活動	1,000,000
社会福祉法人 すこう福祉会	382-0004	長野県須坂市大字小河原1234-1	指定障害福祉サービス事業所「ワークハウスわらしべ」の利用者送迎用軽スロープ車更新事業	800,000
社会福祉法人 原村社会福祉協議会	391-0104	長野県諏訪郡原村6649-3	生活弱者が一般的な生活を送るために支援する事業	905,250
社会福祉法人 いなりやま福祉会	387-0021	長野県千曲市大字稲荷山2046番地1	グループホーム「こんべいとう」障害者の安心安全確保のためのスプリンクラー設置事業	5,000,000
NPO法人 ぱーむぼいす	389-2234	長野県飯山市大字木島974-1	社会的自立に困難を有する若者や障害を持った人達に仕事を運び、仕事を創る事業	500,000
社会福祉法人 新潟地区手をつなぐ育成会	951-8141	新潟県新潟市中央区関新1丁目2番34号	障がい者の通所送迎の共同化による送迎待機者の解消と業務効率化	1,800,000
NPO法人 立野福祉会	952-0026	新潟県佐渡市立野464番地	障がい者の工賃アップのための機械導入事業	1,900,000
社会福祉法人 佐渡福祉会	952-0108	新潟県佐渡市上新穂1256番地	障害福祉サービス事業所そよかぜの送迎のための車輛の更改事業	2,000,000
NPO法人 いちののさんぽデイスービス	933-0235	富山県射水市海老江練合570番地	富山型デイスービスの送迎用車両の更改事業	1,359,000
認定NPO法人 バンドラの会	448-0011	愛知県刈谷市築地町1丁目5番地4	櫛デンソーとのSDGsコラボ事業のための業務用食洗器導入事業	800,000
一般社団法人 ぎふ学習支援ネットワーク	502-0812	岐阜県岐阜市八代3-27-8 ふれあいスペース内	様々な困難を伴う子ども達への無料の学習支援における、公的援助のないアウトリーチ型訪問支援事業	500,000
NPO法人 くわのみ	509-7401	岐阜県恵那市岩村町飯羽間1620	障がい児(者)の日中活動のための安全な居場所づくり事業	3,603,000
NPO法人 風の家	510-0805	三重県四日市市東阿倉川835番地6	社会福祉の増進を促すための車両購入	2,100,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 shining	513-0848	三重県鈴鹿市平田本町1丁目6番27号	要支援困窮孤立家庭における不登校・被虐待の子どもにアウトリーチするための子ども見守り宅食事業	4,216,500
社会福祉法人 信楽福祉会	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧1159	施設に入居されている利用者の入浴介助時における安全化及び職員の腰痛対策のための対策事業	700,000
社会福祉法人 湖北会	526-0131	滋賀県長浜市富田町431番地5	障がいを持つ利用者の社会参加と安全快適な送迎実施のための事業	1,500,000
社会福祉法人 大樹会	625-0050	京都府舞鶴市北浜町3-10	認知症対応型デイサービス事業所の定員人数上限まで受入する為の車両整備事業	1,500,000
更生保護法人 京都保護育成会	615-0033	京都府京都市右京区西院寿町20番地	居住環境整備のための床面張替え事業	425,000
NPO法人 社会的就労支援センター 京都フラワー	601-8433	京都府京都市南区西九条東柳ノ内町43番地	利用者の継続雇用、就労移行支援、資格取得等を支えるための巡回相談支援事業	1,150,000
社会福祉法人 菊鉢会	606-8364	京都府京都市左京区新柳馬場通仁王門下 の菊鉢町316番地	障がいのある方と共に醸造するクラフトビール工場での製造ライン増設のための事業	1,530,750
社会福祉法人 仁南会	639-2244	奈良県御所市大字柏原1594-1	社会福祉増進を目的とする通所介護サービス送迎の為の車両整備	1,480,000
NPO法人 たかとり	635-0121	奈良県高市郡高取町丹生谷1073番地	生活介護事業所への通所や行事等の移動手段の為の送迎事業	2,166,000
一般社団法人 無限	630-0226	奈良県生駒市小平尾町57-1	障害のある方の社会参加のための「まほうの다가しやチロル堂・南店」運営と地域コミュニティ事業	3,822,450
社会福祉法人 公風会	640-8415	和歌山県和歌山市高橋南ノ丁6番21号	障がい児のためのユニットプールきらきら設置事業	1,341,000
社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会	594-0031	大阪府和泉市伏屋町5丁目10番11号	障がい者の社会参加と職業的自立支援事業	2,000,000
一般社団法人 Your life	532-0011	大阪府大阪市淀川区西中島7丁目14番31号 財形第一新大阪ハイソ 3F	障がい者就労支援事業所への通所、及び施設外就労先への移動のための送迎用車両整備事業	2,319,000
NPO法人 大阪府民循環型社会推進機構	561-0875	大阪府豊中市長興寺北2-8-8-305	高齢者の地域での自立生活の為にフレイル予防講習及び社会参加を促す自助・互助を可能とする人材養成事業	500,000
NPO法人 障がい者・高齢者市民後見STEP	560-0082	大阪府豊中市新千里東町1-4-1 阪急千里中央ビル8階	障がい者や高齢者の成年後見制度利用促進のための法定後見申立て費用の支援事業	168,000
NPO法人 コーチズ大阪	573-0127	大阪府枚方市津田元町3丁目30番16号	コロナ禍で認知症等に不安や悩みを抱える中高年対象の認知症リテラシー向上支援プログラムの普及事業	5,000,000
社会福祉法人 こころの窓	599-8114	大阪府堺市東区日置荘西町8丁目1番1号	就労継続支援B型事業の製菓製造販売店展開の為の機器購入	1,750,000
NPO法人 エンパワセツルメント	573-0022	大阪府枚方市宮之阪1-16-4	自由な外出が困難な人の目的地付添を含む外出支援事業	210,000
NPO法人 日本ウエルネスダーツ協会	531-0074	大阪府大阪市北区本庄東2-3-31 ASKビル4F	ウエルネスダーツを利用してフレイル予防・改善と認知症予防・改善をし、高齢者の健康寿命をのばす活動	500,000
社会福祉法人 夢和福祉会	671-2216	兵庫県姫路市飾西728番地の3	養護老人ホームの厨房機器(冷凍冷蔵庫)更新整備	300,000
社会福祉法人 希望の家	669-1231	兵庫県宝塚市玉瀬字田島10番地	希望の家コミュニティプラザ新築に伴うマルチセッションルームの防音設備の整備事業	4,500,000
NPO法人 おかやま多機能サポートネット	714-0096	岡山県笠岡市九番町1-22	高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業	480,000
社会福祉法人 金曜会	701-1211	岡山県岡山市北区一宮字堂ノ本339-6	就労継続支援B型事業所わくわくハンド・ベルが実施する日中活動の作業支援のため整備事業	1,140,000
更生保護法人 鳥取県更生保護給産会	680-0824	鳥取県鳥取市行徳3丁目815番地	被保護者への処遇活動及び退所者の孤立防止を目的としたフォローアップ支援のための車両整備事業	900,000
NPO法人 文化のタネ	694-0054	島根県大田市鳥井町鳥井1384	生きづらさを抱えた十代の子どものための居場所づくりに関する環境整備事業	900,000
NPO法人 よもぎのアトリエ	739-1742	広島県広島市安佐北区亀崎4丁目12-1	全国の作業所を「災害時避難生活及び防災関連仕事づくり拠点」に変えていくための提案・呼びかけ型調査事業	1,600,000
一般社団法人 オーウェル	733-0821	広島県広島市西区庚午北1-17-1-201	医療従事者における聴覚障がい者の職場復帰促進イベント	500,000
NPO法人 咲良の会	730-0011	広島県広島市中区基町19-2-460	超高齢化コミュニティにおける「防災・見守り・看取りの互助組織づくり」のための協働・技術移転モデル事業	1,530,000
社会福祉法人 長尾福祉会	769-2304	香川県さぬき市昭和1032番地	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう短期入所生活介護の事業拡大	3,213,000
更生保護法人 讃岐修斉会	763-0091	香川県丸亀市川西町北1657番地	被保護者居室エアコン更改事業	70,000
認定NPO法人 タンデム自転車NO Nちゃん倶楽部	790-0877	愛媛県松山市錦町2番地2	「心のバリアフリー社会実現に向けてのステップアップ事業」	2,250,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 浜の会	796-0003	愛媛県八幡浜市大平1番耕地759番地2	障がい者の工賃アップのための農福連携加工品の新たな付加価値の為の事業	693,500
NPO法人 ひだまり工房	798-1343	愛媛県北宇和郡鬼北町近永72番地	障がい者の社会参加のための相談支援事業 孤立している障がい者の方の困りごとの解決を行う事業	1,087,500
社会福祉法人 光と風	799-0422	愛媛県四国中央市中之庄町542	障害福祉サービス(就労継続支援B型)における利用者様工賃向上のための自主製品移動販売事業	1,361,000
NPO法人 with us	796-0112	愛媛県八幡浜市保内町須川17-1	障がい者等の社会参加を促進するための農産物等販売事業	1,200,000
社会福祉法人 てくとこ会	781-0270	高知県高知市長浜6193番地1	自立訓練施設てくとこせと 入所者居室の快適性向上のためのエアコン購入事業	800,000
一般社団法人 生き方のデザイン研究所	803-0811	福岡県北九州市小倉北区大門1丁目5-1-707	障害のある人の社会参加と子どもたちの心の成長を応援する「生き方のデザイン授業」を届けるプロジェクト	500,000
NPO法人 福間ゆーあいの会	811-3217	福岡県福津市中央6-11-12	通所介護サービス事業の送迎車両老朽化と事業拡大による利用者増の為の車両入れ替え事業	650,000
NPO法人 宗像コスモス会	811-3431	福岡県宗像市田熊1丁目3番36号	就労継続支援B型作業所利用者の新規送迎事業のため及び施設外就労用車両の老朽化に伴う車両購入	1,400,000
社会福祉法人 ここの海会	856-0845	長崎県大村市大里町1150番地	障がい者の送迎、活動参加のための車両整備事業	1,729,000
更生保護法人 豊州保護会	870-0816	大分県大分市田室町4-10	社会復帰を目指す更生保護施設の寮生の円滑な通勤等のために自転車購入事業	179,000
NPO法人 地域ひとネット	870-0874	大分県大分市にじが丘3丁目10番10号	医療的ケア児親子サロン運営パートナーシップ事業	4,000,000
NPO法人 Teto Company	878-0012	大分県竹田市竹田町542番地2	地域多世代交流拠点「みんなのいえカラフル」の来所者が安全・安心して過ごすための床補強工事事業	811,000
社会福祉法人 共生福祉会	861-1115	熊本県合志市豊岡2000-1653	就労継続支援A型事業における利用者の雇用維持及び作業拡大のための自動丁合機導入に必要な建物改修事業	4,240,000
社会福祉法人 綾町社会福祉協議会	880-1303	宮崎県東諸県郡綾町南俣615番地	地域福祉増進のための福祉活動車両の更改事業	1,700,000
社会福祉法人 クオラ	895-1804	鹿児島県薩摩郡さつま町船木2315番地1	特別養護老人ホームの介護職の負担軽減のための移乗用介護ロボット導入事業	2,000,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 (2団体 1,000,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
一般社団法人 男女共同参画地域 みらいねっと	030-0841	青森県青森市奥野2-1-18-505	災害時の社会の脆弱性改善のための学校と地域をつなぐ防災教育事業	500,000
NPO法人 CONNECT	145-0075	東京都大田区西嶺町21-18	災害発生時に地域の中で自助・共助を推進していくことのできる人材育成の為の事業	500,000

③文化財の保護を行う事業 (1団体 450,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 大牟田・荒尾炭鉱のまち ファンクラブ	836-0841	福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3階	世界文化遺産三池炭鉱の地域資源を掘り出し、市民参加型まちづくりに活かすためのスタートアップ事業	450,000

④青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 (21団体 31,018,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 コミュニティワーク研究 実践センター	064-0808	北海道札幌市中央区南八条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園	「乳幼児親子の安心子育てサポート事業」	500,000
NPO法人 地域生活支援ネットワ ークサロン	085-0824	北海道釧路市柏木町2-8	子ども若者のための暮らし創造体験拠点の整備と体験プログラムの提供	5,000,000
NPO法人 寺子屋方丈舎	965-0042	福島県会津若松市大町1丁目1-57 紀州屋	公教育と連携した不登校支援事業とオンライン上での事例集公開事業	3,961,000
NPO法人 次世代教育センター	302-0038	茨城県取手市下高井1271番地	次世代を担う子どもの健全育成を図るための、教育プロジェクト事業-英語・科学・自然体験活動-	180,000
認定NPO法人 チャイルドラインと ちぎ	320-0837	栃木県宇都宮市弥生1-6-3	子どものSOSに答える受け手ボランティアの育成と地域社会への啓発	500,000
NPO法人 栃木おやこ劇場	328-0037	栃木県栃木市倭町14-1	地域のすべての子どもたちに豊かな文化環境を整えていくためのアート体験プログラム事業	500,000
NPO法人 文化活動支援会まつり	350-1175	埼玉県川越市笠幡156-297 フラワリー 霞ヶ関2号館501号	戦争を知らない青少年等の、疑似体験を通じて平和の意義を知る為の参加型演劇公演事業	1,500,000

配分団体		名称	住所	使途内容	配分額 (円)
NPO法人 未来塾	278-0005		千葉県野田市市崎205番地	学校不適応児童・生徒に対する学習及び生活支援	3,491,000
NPO法人 子どもっとまつど	271-0051		千葉県松戸市馬橋2855番地 マンション ニュー松戸407号	主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	600,000
NPO法人 子ども劇場千葉県センター	260-0031		千葉県千葉市中央区新千葉2-17-6 サン コート新千葉102号	コロナ禍で制限されてきたコミュニケーション力をとりもどすための子どものあそび交流体験	1,600,000
NPO法人 のあインターナショナル スクール	247-0024		神奈川県横浜市栄区野七里1丁目37-10	不登校や発達障害等の要支援の子どもと健全な子どもとが共に学べるための教育支援事業	500,000
NPO法人 アイアイスクール	141-0031		東京都品川区西五反田8-1-13 タケウチ ビル2階	親子と教員のための映画上映会と「日本の教育を考える会シンポジウム」事業	500,000
一般社団法人 ビリーバーズ	106-0047		東京都港区南麻布5-3-20 有栖川ビル2F	不登校児童が社会性を身につけ自立するための居場所（フリースクール）「ビリーバーズ広尾」の運営事業	528,000
認定NPO法人 フリー・ザ・チルド レン・ジャパン	157-0062		東京都世田谷区南烏山6-6-5 安藤ビル3 階	子どもの意見を引き出すファシリテーターハンドブック作成	2,000,000
NPO法人 原爆先生	202-0014		東京都西東京市富士町4-13-25-1105	就学者の社会教育向上のため、原爆先生の特別授業を映像化し全国の学校・児童生徒・保護者に配信する事業	3,638,000
一般社団法人 ねばのもり	395-0701		長野県下伊那郡根羽村1992	地域の子供たちの郷土愛を育むための体験教育機会創出事業	1,800,000
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0865		石川県金沢市長町3丁目3番3号	子ども科学者育成事業—科学研究の実体験を通じた未来の科学者の育成—	400,000
認定NPO法人 浜松NPOネット ワークセンター	432-8021		静岡県浜松市中区佐鳴台3-52-23	多様な子どもの育ち応援事業	2,460,000
NPO法人 三重県防犯設備協会	514-0131		三重県津市あかつ台4丁目7番地7	不審者の犯罪被害から子どもを守るための調査及び安全講習事業	425,000
一般社団法人 タウンスペースW A K W A K	569-0814		大阪府高槻市富田町2-13-8 ハイツ白菊1 F	障がいのあるないを超えてつながるアート事業	435,000
NPO法人 すいた体験活動クラブ	565-0854		大阪府吹田市桃山台 2-3-10-402	児童たちが校庭で「ピオトープ」の補修工事にチャレンジする学習支援事業	500,000

⑤健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業（3団体 7,092,000円）

配分団体		名称	住所	使途内容	配分額 (円)
NPO法人 スマイルクラブ	277-0858		千葉県柏市豊上町23-29	中学生バレーボール部を対象としたオンライン型部活動支援（ICT活用型）モデル構築プロジェクト	4,762,000
NPO法人 トリトン藤沢スポーツ クラブ	251-0045		神奈川県藤沢市辻堂東海岸3-9-8-4	障がい者児童ののためのeスポーツプログラム事業	1,930,000
NPO法人 C F M実行委員会	390-1131		長野県松本市大字今井2618番地7	軽度障害者と健常者が一緒に運動講座を受講できるための講師の育成事業	400,000

⑥開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業（2団体 2,214,500円）

配分団体		名称	住所	使途内容	配分額 (円)
NPO法人 Colorbath	746-0001		山口県周南市川崎3-21-15	人と人との「心」が繋がりが合うコミュニティ作り ～国籍や立場を横断した希望溢れる未来に向けて～	1,844,000
認定NPO法人 アクティブボラン ティア二十一	790-0951		愛媛県松山市天山2丁目3番27号	外国人介護技能実習生を対象に、日本語能力向上と我が国の文化・歴史学習のための書籍整備事業	370,500

⑦地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業（6団体 8,242,400円）

配分団体		名称	住所	使途内容	配分額 (円)
NPO法人 白神山地を守る会	030-0947		青森県青森市大字浜館字科86番地1	白神山地におけるブナの森林保全活動のための植林保護活動	759,000
NPO法人 R. I. La	207-0015		東京都東大和市中央1-590-1	多摩川全域の定点観測地点におけるマイクロプラスチック調査事業	1,688,400
NPO法人 自然環境ネットワーク・ 射水市ピオトープ協会	939-0341		富山県射水市三ヶ3313番地11	射水南部丘陵に生息する地域在来動植物・絶滅危惧種・絶滅危惧種を保全し里山の生物多様性を守る事業	500,000
NPO法人 細呂木地区創成会	919-0814		福井県あわら市青ノ木40幸の須40番地	竹林の除伐竹のチップ化による景観改善と竹チップの利活用	1,700,000
NPO法人 グラウンドワーク三島	411-0857		静岡県三島市芝本町6-2	荒廃が進む松毛川の貴重な河畔林を守るための地域総参加による「千年の森づくり」事業	2,500,000
NPO法人 グリーンスポーツ奈良	630-8101		奈良県奈良市青山7丁目98番地	腐葉土等を活用し、生ごみをリサイクルした有機肥料を用い、畑づくりを実践してストップ温暖化に寄与する。	1,095,000

(2) 特別枠助成 (12団体 29,919,000円)

①東日本大震災、令和元年台風19号および令和2年7月豪雨の被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業(9団体 27,719,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
NPO法人 アットマークリアスNPOサポートセンター	026-0021 岩手県釜石市只越町1-3-2	釜石市における他セクター連携による社会課題解決と防災のための仕組み作り事業	3,610,000
NPO法人 みなと研究会	998-0011 山形県酒田市上安町1丁目5番地の2	廃棄されたエアバッグ、シートベルトを活用し、水難防災用品と汚染土収納フレコンバッグを創出する復興事業	4,200,000
一般社団法人 MMIX Lab	980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-2-910	東日本大震災の被災地宮城でインクルーシブで創造的な社会観光の交流拠点整備事業	3,900,000
NPO法人 仙台夜まわりグループ	984-0042 宮城県仙台市若林区大和町2-18-34	仙台及び宮城、東北の被災者を含む生活困窮者の生活取り戻しのための総合的伴走支援事業	1,800,000
NPO法人 会津地域連携センター	965-0811 福島県会津若松市和田1丁目7番16号	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	2,600,000
NPO法人 あだたら青い空	964-0074 福島県二本松市岳温泉2丁目20番地11	被災者支援と地域住民の生きがい作りのための交流促進事業	2,000,000
一般社団法人 Teco	970-8006 福島県いわき市平下平窪山土内町2-21	水害被災地被災者のための継続的な居場所づくり事業	3,100,000
NPO法人 東京いのちのポータルサイト	124-0013 東京都葛飾区立石4丁目14-9	関東大震災100年～大船渡復興と首都防災の連携「鎮魂と希望の竹明かり」事業	3,289,000
NPO法人 音楽療法NPOムジカトウツティ	762-0041 香川県坂出市八幡町1-4-2	音楽療法による被災者支援・支援者育成と青少年	3,220,000

②新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を目的とする事業(3団体 2,200,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
社会福祉法人 白蓮	524-0055 滋賀県守山市十二里町560番地	感染拡大防止のための食堂の備品整備事業	550,000
NPO法人 就労ネットうじ	611-0042 京都府宇治市小倉町老ノ木13-1 宇治小倉マンション221号	コロナ対策における除菌機能つきエアコンの作業場への導入の事業	750,000
社会福祉法人 奈良市和楽園	630-8424 奈良県奈良市古市町1886番地の1	養護老人ホーム和楽園の感染予防及び拡大防止の為の出入口改修工事事業	900,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

7, 286, 693円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

3, 222, 705円

(3) 合計

10, 509, 398円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

令和5年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の 配分団体等の認可について

総 務 省

第1 制度概要

1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができることとされている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①社会福祉の増進②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止⑥文化財の保護⑦青少年の健全な育成のための社会教育⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。） |
|---|

会社は、お年玉法第7条第1項、第3項及び第4項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

2 総務大臣の認可

会社は、お年玉法第7条第5項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

3 審議会への諮問等

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

【参考】お年玉付郵便葉書等に関する法律（抜粋）

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一～十 （前記①～⑩と同じ）

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一 寄附目的

二 発行の数

三 販売期間

四 付加される寄附金の額

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

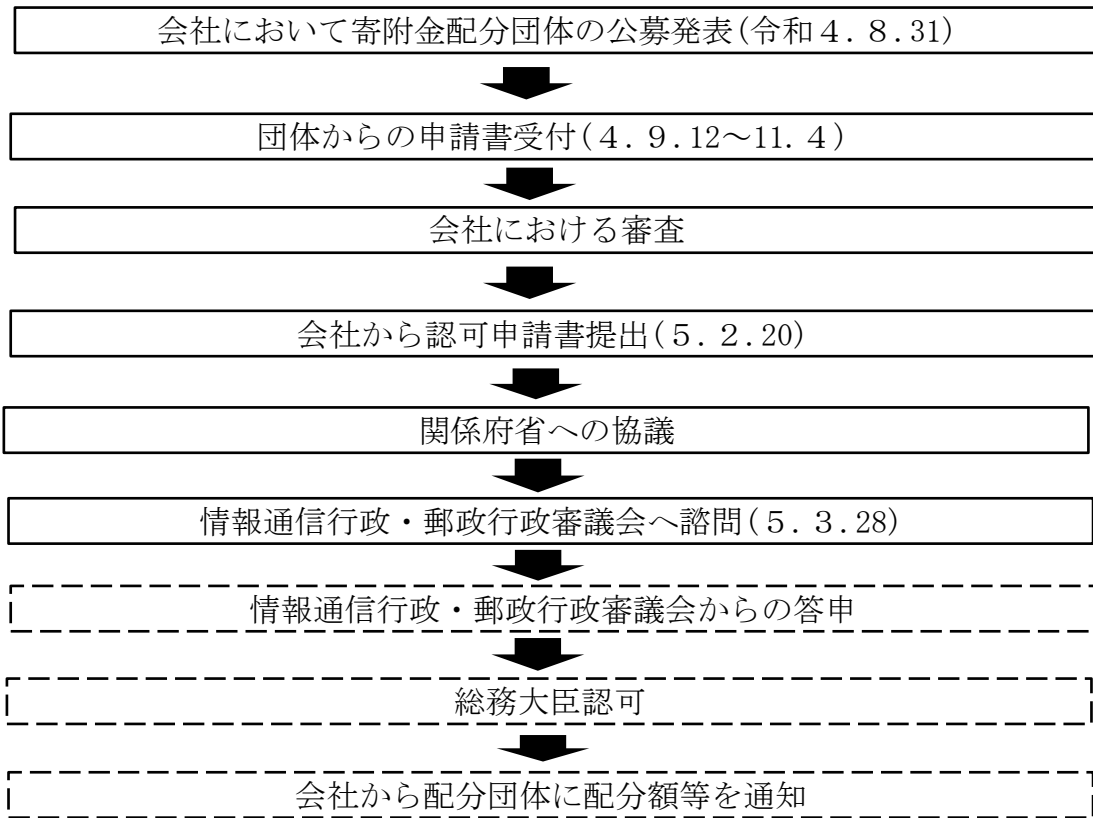
5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

6 （略）

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

【参考】 寄附金配分までの流れ



第2 日本郵便株式会社における寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨の被災者救助・予防（復興）並びに新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を目的とする事業を行う場合にあつては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

(2) 申請金額（上限）

原則、1件500万円。一般枠 活動・チャレンジプログラム※に限っては1件50万円。なお、申請は1団体1件のみ。

※新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、配分のすそ野が広がることを企図し、毎年度の申請を審査の条件として4年間継続して配分を受けることが可能な枠。

2 審査方法

(1) 形式審査

申請団体が配分団体の要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

ア 審査項目

【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

【定量的条件の配慮】

- ・寄附金申請金額がより小さい方を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い方を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい方を優先

イ 審査手順

申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が、上記アの「申請事業に期待する4項目」を評価し、得点を算出。同点数の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2名の審査委員（社外の有識者）は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

第3 日本郵便株式会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

151団体、240,176,700円

個々の配分団体・配分金の金額はP5～のとおり。

【参考1】令和5年の寄附金額

	販売枚数 (枚)	寄附金額 (円)
寄附金付年賀葉書 (63円+寄附金5円)	39,447,041	197,235,205
寄附金付年賀切手 (63円+寄附金3円)	5,226,902	15,680,706
寄附金付年賀切手 (84円+寄附金3円)	643,712	1,931,136
合計	45,317,655	214,847,047

【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	214,847,047円
前年からの繰越金② (配分金の辞退や事業終了に伴う余った配分金の返納等)	36,622,651円
配分費用③ (会社において要した費用 (事例集の作成や審査委員会の人件費等))	10,509,398円
配分原資④ (①+②-③)	240,960,300円
配分金⑤ (今回会社において配分決定をした配分金)	240,176,700円
繰越金 (④-⑤)	783,600円

【参考3】事業別配分状況

事業\項目	令和4年用		令和5年用 (案)	
	件数	金額 (万円)	件数	金額 (万円)
1号事業 (社会福祉増進)	105	17,788	107	16,244
(内数) 新型コロナ	4	828	3	220
2号事業 (非常災害救助・予防)	12	3,017	11	2,872
(内数) 東日本大震災、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨	10	2,917	9	2,772
3号事業 (特殊疾病治療・予防)	1	480	0	0
4号事業 (原爆治療・援助)	0	0	0	0
5号事業 (交通事故・水難)	1	87	0	0
6号事業 (文化財保護)	0	0	1	45
7号事業 (青少年健全育成)	27	3,129	21	3,102
8号事業 (健康保持増進)	2	250	3	709
9号事業 (海外留学生援護)	2	395	2	221
10号事業 (地球環境保全)	5	1,431	6	824
計	155	26,577	151	24,018

【参考4】 団体からの申請と採択状況

団体からの申請		会社の配分(案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
427	109,496	151	24,018	35.4%	21.9%
(549)	(130,909)	(155)	(26,577)	(28.2%)	(20.3%)

(括弧内は前年)

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果

お年玉法第7条第5項の規定に基づき、会社から認可申請のあった、「2023年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）</p>	適	<p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること、 ・左記イの費用として、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること、 <p>から妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用 （イ）金額 7,286,693円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 3,222,705円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、28,955,812円だが、ここではお年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額214,847,047円の100分の1.5に相当する額：3,222,705円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p>

<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)</p>	<p>適</p>	<p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「形式審査」として、申請団体が配分団体の要件を満たしていること等を審査していること、 ・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性）を審査し、得点を算出するなどして、優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること、 <p>から、その審査内容は適正であり、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	<p>適</p>	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、 ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと、 ・配分金と他の資金を区別して経理すること、 <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	<p>適</p>	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

參考資料

1 令和5年用寄附金付郵便葉書等

【寄附金付年賀葉書（63円+寄附金5円）】

■意匠：宛名面「南天と雪うさぎ」、通信面「南天とうさぎ」



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（63円+寄附金3円）】

■意匠：兎と松竹梅①



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（84円+寄附金3円）】

■意匠：兎と松竹梅②

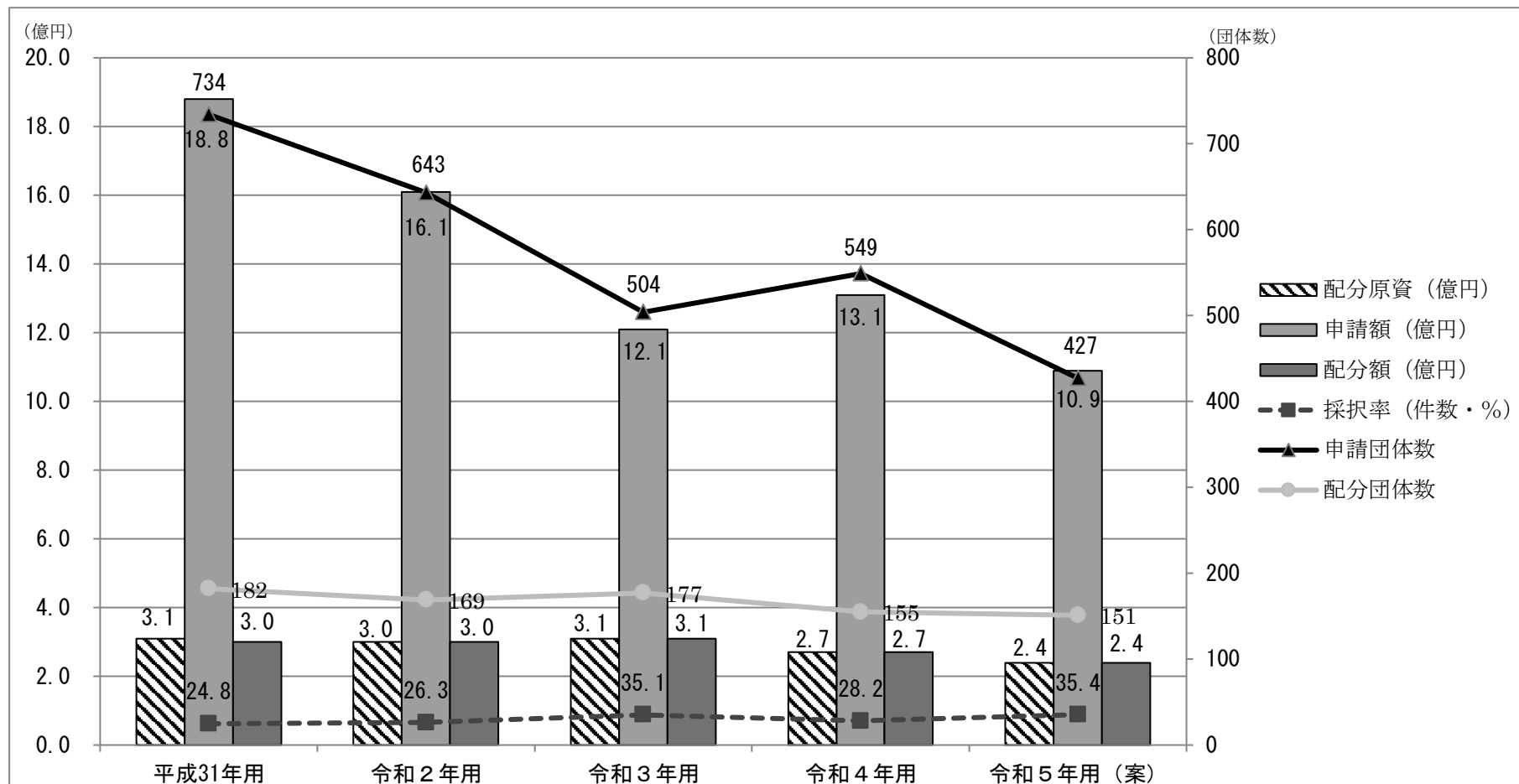
2 日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員 年賀寄附金審査委員（令和5年2月現在）

氏名		主要現職等
委員長	たかはし ようこ 高橋 陽子	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
委員	くにまつ ひでき 國松 秀樹	元公益財団法人キリン福祉財団 常務理事
	こにし あつし 小西 敦	静岡県立大学経営情報学部 教授
	しんかい ようこ 新海 洋子	一般社団法人SDGsコミュニティ 代表理事
	たかみや よういち 高宮 洋一	公益財団法人統計情報研究開発センター 理事
	ともたけ あきひこ 友竹 明彦	公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事
	はせがわ まさこ 長谷川 雅子	一般財団法人CSOネットワーク 事務局長・理事
	はっとり あつこ 服部 篤子	一般社団法人DSIA 代表理事
	はなさき かずひこ 花崎 和彦	公益財団法人助成財団センター 代表理事・専務理事
	みずたに えり 水谷 衣里	株式会社 風とつばさ 代表取締役
	もぎ よしさぶろう 茂木 義三郎	元公益財団法人三菱財団 常務理事
	やまうち なおと 山内 直人	一般社団法人日本公共政策研究機構 代表理事

年賀寄附金評価委員（令和5年2月現在）

氏名		主要現職等
委員長	かわきた ひでと 川北 秀人	IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表者 (CEO)
委員	おくやま ちづこ 奥山 千鶴子	特定非営利活動法人 子育てひろば全国連絡協議会 理事長
	さの わたる 佐野 亘	京都大学大学院地球環境学堂人間・環境学研究科 教授
	なじま かずひさ 南島 和久	龍谷大学政策学部 教授
	やまが まさこ 山賀 昌子	NPO法人まちラボ 代表理事

3 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況



* 「東京2020大会 [寄附金付] 年賀はがき」を除く。

4 日本郵便株式会社の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

事業\項目	平成31年用		令和2年用		令和3年用		令和4年用		令和5年用(案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業(社会福祉増進)	123	19,867	112	19,702	127	22,636	105	17,788	107	16,244
(内数) 新型コロナ ^{*1}	-	-	-	-	9	2,674	4	828	3	220
2号事業(非常災害救助・予防)	23	5,347	17	3,724	15	4,827	12	3,017	11	2,872
(内数) 東日本大震災、令和元年 台風19号 ^{*1} 及び令和 2年7月豪雨 ^{*1}	18	4,663	10	3,096	11	3,513	10	2,917	9	2,772
3号事業(特殊疾病治療・予防)	4	995	1	241	1	247	1	480	0	0
4号事業(原爆治療・援助)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業(交通事故・水難)	0	0	1	150	0	0	1	87	0	0
6号事業(文化財保護)	2	450	3	868	1	170	0	0	1	45
7号事業(青少年健全育成)	26	2,549	23	2,223	26	2,333	27	3,129	21	3,102
8号事業(健康保持増進)	3	145	4	264	3	381	2	250	3	709
9号事業(海外留学生援護)	0	0	3	620	2	213	2	395	2	221
10号事業(地球環境保全)	1	400	5	1,852	2	247	5	1,431	6	824
計 ^{*2}	182	29,753	169	29,643	177	31,054	155	26,577	151	24,018

*1：令和3年用配分より公募開始

*2：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

5 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

(寄附の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。